

議案第32号

債権の放棄について（危機管理室関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪市条例第29号）に基づき本市が行った災害援護資金の貸付け10件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 災害援護資金の貸付金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる放棄の理由ごとに当該各号の表に掲げる災害援護資金の貸付金に係る債権に係る未償還の元本の額及び未払の利子の額の合計金13,433,634円並びにこれらに対する違約金

(1) 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	貸付けを行った日	債務者名	住 所	未償還の元本の額	未払の利子の額
1	平成7年 2月22日	西村 静子	大阪市此花区西 島1丁目12番2 -204号	金960,000円	金86,100円
2	平成7年 3月1日	前川 留理子	大阪市西淀川区 姫里1丁目25番 15号	金1,700,000円	金140,250円

3	平成7年 3月8日	福家 秀子	大阪市西淀川区 佃1丁目17番6 号	金917,300円	金95,200円
4	平成7年 3月8日	星野 隆明	大阪市西淀川区 姫里1丁目16番 4号共立マン ション203号	金882,800円	金105,600円
5	平成7年 3月15日	森 茂夫	大阪市生野区田 島2丁目4番8 号	金1,700,000円	金140,250円
6	平成7年 4月26日	野崎 正則	大阪市淀川区新 高2丁目6番44 号松木荘23号	金1,700,000円	金140,250円
7	平成7年 6月9日	沖島 正夫	タイ	金1,648,134円	金140,250円

(2) 債務者らが死亡し、かつ、法定相続人が存在しないため

	貸付けを 行った日	債務者名	住 所	未償還の元本の 額	未払の利子 の額
1	平成7年 3月1日	東雲 彰	大阪市西成区出 城2丁目3番1 -309号	金1,685,000円	金153,000円

2	平成7年 3月29日	藤田 清治	大阪市淀川区加 島3丁目13番11 -22号	金590,000円	金82,500円
3	平成7年 6月9日	藤原 利光	大阪市福島区鷺 洲5丁目6番66 号	金493,200円	金73,800円

4 放棄の理由 3の各号に掲げる理由

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が行った災害援護資金の貸付け10件に係る各債務者に対する災害援護資金の貸付金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。